

# 山梨県公報

号外第三十四号

令和三年

九月二十二日

水曜日

## 目次

### 公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第十号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 武田信彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五を削る。

第二十二条第一項中及び第二十三条の二第一項中「危機管理室及び東京オリンピック・パラリンピック警備対策室」を「及び危機管理室」に改める。

第三十七条第二項中「五九八人」を「五九七人」に、「七九五入」を「七九四人」に、「一、〇八四人」を「一、〇八五人」に、「一、一八三人」を「一、一八四人」に改める。

別表第一 高速道路交通警察隊の部中部横断自動車道対策の項を削り、同表警備第二の部東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の款を削る。

別表第三 北杜警察署の部高根警察官駐在所の項中「北杜市高根町箕輪新町四八三の一三」を「北杜市高根町箕輪四八三番地一三」に改める。

### 附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番